【不正行為の範囲】

１．次のことをすると不正行為となります。

①出願書類、受験票、解答用紙へ故意に虚偽の記入（内容の改ざん、本人以外の写真の使用なども含む）をすること。

②カンニング（試験に関係するメモやコピー、書籍類などを机上等に置いたり、見たりすること。他の受験者の答案を見たり、答えを教わることなど。）をすること。

※語学試験での辞書の持ち込み・使用を除く。

③他の受験者に答えを教えたり、カンニングの手助けをすること。

④配付された問題用紙や解答用紙を試験室から持ち出すこと。

⑤「解答はじめ」の指示の前に問題用紙を見たり、解答を始めること。また、「解答終了」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり、解答を続けること。

⑥試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、コンピュータ、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。

※かばんの中にしまっていなければ、電源が切られていても使用しているものとし、不正行為となります。

※イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします。（試験時間中、病気・負傷や障害等により補聴器等を使用したい場合は、受験上の配慮の申請が必要です。）

⑦使用を認めていない物（ペンケースや飲み物など）を机上に置いたり、使ったりすること。※座布団、膝掛け、ハンカチ、ティッシュペーパー、目薬は使用可。

⑧面接終了後に、これから面接を行う他の受験生に内容を伝えること。

２．上記１以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。

①試験時間中に、携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。

②試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。

③試験場において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。

④試験場において、監督者等の指示に従わないこと。

⑤その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

【不正行為への対応】

1．不正行為を行った場合、指示等に従わず不正行為と認定された場合には、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以降の受験はできなくなります。また、それまでに受験した試験の成績も無効とします。以後、当該年度の本学受験は認められません。

2．必要に応じて追加書類の提出を求めたり、試験当日に別室での聴取、所持品等の確認を行います。特に悪質な行為については、警察に被害届を提出する場合があります。

3．合格後や入学後に不正行為があったと判明した場合には、合格又は入学を取り消します。その場合、入学検定料、入学金及び納入済みの授業料は返還しません。